○千葉県公有財産管理規則

于薬県公有財産管理規則
路柱 四十 四 年 十 一 年 十 日 年 十 1 年 十 1 年 1 日
規則第九十九号
(賞付料の算定)
空二十条 普通財産の貸付料は、汝の各号により算出した額を年額とする。た
だし、第二十八条第二項第一号に掲げる普通財産の貸付料の額は、使用料及
び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一に定める行政財産
の使用料の額に相当する額とする。
一 土地貸付料 貸付けに係る土地の時価の百分の四の割合に相当する額。
ただし、貸付期間が一月未満 <mark>の貸付料</mark> については、当該額に百分の百十を
乗じて得た額
1
7